

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
糸魚川市	糸魚川地区(寺島・南寺島、上刈5・6丁目)	平成25年3月15日	令和3年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	28.54ha
②アンケート調査等に回答した地区内の耕作者の耕作面積の合計	19.51ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	10.82ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.80ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.18ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.7ha
(備考) ③、④は、アンケート回答者の集計	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・今後、5年間で耕作をやめる意向のある農業者の耕作面積は5.6haとなっている。 中心経営体が十分でないため、耕作条件によって、新たな耕作者の確保が難しい場合がある。 ・土地区画整備は宅地、工業用地にするための目的であり、農地のほ場整備ではないため耕作しにくい。 ・農振農用地外のため、整備関係の支援事業によっては対象とならず、農地の耕作環境が年々悪化してきている。 ・所有者、地域住民からの農業に対する理解がなかなか得られない。 ・荒れている農地が問題となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>やめたい意向がある農業者の耕作地が点在しており、新たな耕作者の話合いが難しい。 今後、中心経営体のリタイヤが見込まれることもあり、近隣の耕作者に集積・集約化を図る。</p>
<p>後継者や新たな担い手の確保が必要である。他地区の担い手の参入も含め、担い手の確保を図る。</p>
<p>所有者の了承が得られる農地については畔を抜いて、大型機械が入りやすいようにし中心経営体が耕作しやすい農地に改良を行う。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
	省 略						
計	5人		8.9 ha		10.6 ha		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の耕作意向

- ・耕作をやめる意向が確認された農地(水田)は、5.28haとなっている。
- ・農業委員、農地利用最適化推進委員を中心に新たな耕作者を調整し、耕作放棄地の発生を防ぐ。

所得安定の取組方針

- ・農業機械の更新が負担となっている。農業機械の共同化によるコスト低減を図る。
- ・集約化を図り、作業効率の向上によるコスト低減を図る。

用水等の管理方針

奴奈川用水組合と土地改良区で管理を行う。